

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	三原市 (34204)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡・三原地区 (皆実東、皆実西、宮浦西、駒ヶ原、堀川、宮浦東、鍛冶幸一二、瓦場、大黒、川東、本通、港町、船屋、西宮、小浦、小西、大西、頼兼一、頼兼二、山口、日向、陰地、篝、野串南、野串北、宮内、屋中、美生西、美生東、本庄一、本庄二、本庄三)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	228 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	183 ha
② 田の面積	182 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	46 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)④、⑤については、具体的な農地、具体的な時期まで把握していないため、未記入とする。

(2) 地域農業の現状及び課題

八幡・三原地区は、平地部と山間部からなりたっており、農用地面積は228haで、内訳として田が182ha、畑が46haと水田面積が8割以上を占め、特に八幡地域では水稻栽培が盛んに行われている。
 地域内に認定農業者5経営体(個人1戸、法人4組織)が存在し、経営面積50haとなっている。また、圃場整備された圃場面積が134haある。水稻以外では、法人による大豆やほうれんそう等の野菜の栽培も行われている。
 比較的若い認定農業者もいるが、農業者全体を見ると高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題である。また、イノシシやシカ等の鳥獣被害も多く、被害防止対策が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物としつつ、野菜等の地域特産物を含め生産を振興していく。認定農業者が中心となって、加工品などの生産による高付加価値化も含め、水田活用直接支払交付金の活用や、JA等と連携し生産を行っていく。また、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。
 農用地や農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人等)への農地の集積・集約化を基本とする。また、農業を担う者へも効率的な農地利用をすすめる。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22 %	将来の目標とする集積率	24 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用することで、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携し、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県・市・農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の幹旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受委託事業を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。
- ②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らす取り組みを拡大していく。
- ③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。

(別紙1)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考	
1	認農	A	水稻	5.1 ha	ha	水稻	5.1 ha	ha	A	
2	到達	B	野菜	2.4 ha	ha	野菜	2.4 ha	ha	B	
3	認農	C	水稻	29.7 ha	ha	水稻	29.7 ha	ha	C	
4	認農	D	水稻	11.5 ha	ha	水稻	11.5 ha	ha	D	
5	認農	E	水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	E	
6	利用者	Z1	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	Z1	